

2020年11月12日

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

新型コロナウイルス感染症拡大時に係る今後の対応、  
および、介護の崩壊をさせないための要望書

介護の崩壊をさせない実行委員会  
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい  
ACTたすけあいワーカーズ・コレクティブ連合  
特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり  
神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会  
生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会  
東京・生活者ネットワーク  
神奈川ネットワーク運動  
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

この度の新型コロナウイルス感染拡大防止に係るご尽力に敬意を表します。  
コロナ禍においては、介護従事者・介護事業所への負担は増大し、これまでの課題が浮き彫りになっています。

すでに、本年7月には、6月1日付の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」を受け、給付実績がない実態に利用者の自己負担を可能にする特例措置の撤回を求め要望書を提出しているところです。

あわせて、当団体が実施した新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言時の「コロナ禍における介護従事者・介護事業所の実態調査アンケート」の結果も踏まえ、休業保障や小規模事業所への継続的援助など、いくつかの要望にまとめました。

当団体は、これまでも、介護保険制度の改定に際し、介護の社会化からは遠ざかる方向に危機感を感じ、利用者・事業者の立場から改善を求めてきました。

先の介護保険法施行規則の省令改正では、総合事業の対象者である要支援者が要介護認定を受けた場合、総合事業のサービスを継続して利用できるなど、対象者の弾力化を示していますが、私たちは、要介護認定者の「給付」を受ける権利の侵害にならないことを強く望みます。

介護をめぐるさまざまな課題を解決し、介護サービスを安定的に提供するためには、介護人材を確保することが必要であり、まずは、介護従事者の基本的な報酬を引き上げることが求められます。そこで、以下、具体的な項目をまとめ要望致します。

## <要 望 項 目>

1. 「コロナ禍における介護従事者・介護事業所の実態調査アンケート」から浮き彫りになった課題について、以下の対応を求めます。
  - (1) 介護従事者は利用者への感染リスクに大きな不安を抱えながら、日々ケアを行っています。安心してケアを行うことができるよう、介護事業所が必要と判断した場合、速やかに検査を受けられる体制（PCR検査・抗体検査などの行政検査）の導入を求めます。
  - (2) コロナ感染症拡大時の利用控えはもちろん、事業縮小や休業などを余儀なくされ、事業経営においても非常に苦しい状況でした。特に地域密着の小規模事業所などは死活問題に直結します。  
補助金等の申請手続きの簡素化や決定の迅速化を図るとともに、専門家の協力を得て相談体制を強化するなど申請支援についても検討してください。
  - (3) 感染症の拡大等による介護従事者の減収に対して、一時的な給付にとどまらない特別給付金の創設を検討してください。
  - (4) 介護現場の恒常的な人手不足が、感染症拡大のような緊急時の対応をいっそう困難なものにさせています。コロナ禍においては、あらためてエッセンシャルワーカーの必要性が認知されています。若い世代が介護従事者を目指すことができるためにも、労働環境の整備と賃金アップが必要です。基本的な介護報酬の引き上げと処遇改善を求めます。
2. 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」について、以下の対応を求めます。
  - (1) サービスを利用していない単位数を請求するという本来あってはならない給付管理ですので、早急な撤回を求めます。上乘せされた介護報酬については、利用者に負担させることなく公費で補償してください。また、特例措置は臨時的な取り扱いとされていますが、いつまでの措置なのか時限を明示してください。
  - (2) 特例措置の適用状況について、都道府県及び各保険者への聞き取りを行い現状把握に努めてください。
  - (3) 介護報酬改定については、臨時的・特例措置であっても政策決定の過程として、介護給付費分科会で審議されることを強く要望します。

3. 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について、以下の対応を求めます。

- (1) 要介護認定者（要介護1～5）は、給付を受ける権利があるという介護保険制度の原則を揺るがすことがないように、要介護者の受給権を保障してください。

4. 介護認定について以下の対応を求めます。

- (1) 要介護認定が、介護から予防に見直され必要なサービスが利用できず区分変更申請をする件数が増えています。また、全国一律の要介護認定調査における要支援・要介護認定の保険者格差が生じており、その一因として要介護認定率の推移や要支援者の改善率・悪化率と連動した保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）導入の影響も指摘されているところです。  
あらためて、利用者が必要なサービスを受けられない等の不利益が生じることのないよう、認定調査に基づくコンピューター1次判定を審査する各保険者の審査会の独自基準について、保険者による情報公開を促す取り組みを進めてください。